

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

○福島県議会定例会を招集する件
 ○県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程

○県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程

○県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る入所している期間について介護補償を行わない施設を定める規程の一部を改正する規程

○青少年に有益な映画として推奨する件

○青少年に有害な図書類として指定する件

○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件

○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件

○患者又は疑似患者の発見について届出があった件

公 告

○随意契約の相手方を決定した件二件

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件

○随意契約の相手方を決定した件三件

福 島 県 人 事 委 員 会

○県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

告 示

福 島 県 告 示 第 二 百 九 十 八 号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百一条第一項の規定により、福島県議

会定例会を平成二十四年六月十九日福島市に招集する。
 平成二十四年六月八日

福島県知事 佐藤 雄平
 （総務課）

福 島 県 告 示 第 二 百 九 十 九 号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年六月八日

福島県知事 佐藤 雄平
 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程

本則の表二十歳未満の項中「四、三一七円」を「四、六一三円」に、「一二、七五〇円」を「一二、九五四円」に改め、同表二十歳以上二十五歳未満の項中「四、九二〇円」を「五、〇二八円」に、「一二、七五〇円」を「一二、九五四円」に改め、同表二十五歳以上三十歳未満の項中「五、五六五円」を「五、六四八円」に、「一三、〇二八円」を「一三、〇九〇円」に改め、同表三十歳以上三十五歳未満の項中「六、〇九〇円」を「六、二〇八円」に、「一六、〇二八円」を「一五、九四四円」に改め、同表三十五歳以上四十歳未満の項中「六、五三九円」を「六、六四七円」に、「一八、五〇〇円」を「一八、四九八円」に改め、同表四十歳以上四十五歳未満の項中「六、七四九円」を「六、九二五円」に、「二二、〇六五円」を「二一、六八五円」に改め、同表四十五歳以上五十歳未満の項中「六、六八八円」を「六、九〇三円」に、「二三、七五〇円」を「二三、五二四円」に改め、同表五十歳以上五十五歳未満の項中「六、二七四円」を「六、五五一円」に、「二四、四〇九円」を「二四、五五一円」に改め、同表五十五歳以上六十歳未満の項中「五、五四九円」を「五、七五七円」に、「二三、一八三円」を「二三、〇五二円」に改め、同表六十歳以上六十五歳未満の項中「四、六二九円」を「四、六〇二円」に、「二〇、七五四円」を「一九、〇九〇円」に改め、同表六十五歳以上七十歳未満の項中「三、九四〇円」を「三、九五〇円」に、「一五、二一七円」を「一五、二四七円」に改め、同表七十歳以上の項中「三、九四〇円」を「三、九五〇円」に、「一二、七五〇円」を「一二、九五四円」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。
- この規程（本則の表二十歳未満の項中「一二、七五〇円」を「一二、九五四円」に改める部分、同表二十歳以上二十五歳未満の項中「一二、七五〇円」を「一二、九五四円」に改める部分、同表二十五歳以上三十歳未満の項中「一三、〇二八円」を「一三、〇九〇円」に改める部分、同表五十歳以上五十五歳未満の項中「二四、四〇九円」

を「二四、五五一円」に改める部分、同表六十五歳以上七十歳未満の項中「一五、二一七円」を「一五、二四七円」に改める部分及び同表七十歳以上の項中「一二、七五〇円」を「一二、九五四円」に改める部分に限る。）による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の規定は、平成二十四年四月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

(職員業務課福利厚生室)

福島県告示第三百号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年六月八日

福島県知事 佐藤雄平

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程(平成八年福島県告示第五百二十五号)の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「一〇四、五三〇円」を「一〇四、二九〇円」に、「五六、七二〇円」を「五六、六〇〇円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五二、二七〇円」を「五二、一五〇円」に、「二八、三六〇円」を「二八、三〇〇円」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(職員業務課福利厚生室)

福島県告示第三百一号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る入所している期間について介護補償を行わない施設を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年六月八日

福島県知事 佐藤雄平

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る入所している期間について介護補償を行わない施設を定める規程の一部を改正する規程

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る入所している期間について介護補償を行わない施設を定める規程(平成八年福島県告示第五百二十六号)の一部を次のように改正する。

本則第三号を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(職員業務課福利厚生室)

福島県告示第三百二号

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な映画として、次のものを推奨する。

平成二十四年六月八日

福島県知事 佐藤雄平

推奨番号	二一〇	名 称	鬼に訊け 宮大工西岡常一の遺言	制作者又は配給者	配給・株式会社太泰	備考	推奨対象 中学生、高校生、青年及び一般
------	-----	-----	--------------------	----------	-----------	----	---------------------

(青少年・男女共生課)

福島県告示第三百三号

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十八条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。

平成二十四年六月八日

福島県知事 佐藤雄平

指定番号	種 類	名 称 等	発 行 者	指定理由
六五四五	コミック	コアコミックス293 衝撃件 封印された真相 第五章 (53452193)	株式会社コアマガジン	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五四六	コミック	まんがグリム童話デラックス VOL6 7 恐怖の快樂 6月号増刊 (0285016)	株式会社ぶんか社	著しく青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
六五四七	雑誌	チャンプロード 2012 6月号 (06231106)	株式会社笠倉出版社	著しく青少年の自殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

するおそれがある。

(青少年・男女共生課)

福島県告示第三百四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年六月八日から同年十月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年六月八日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ビッグ福島大森店 福島県福島市大森字城ノ内二十七番地ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前九時

(変更後) 午前七時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三十分から午後十時まで

(変更後) 午前六時四十五分から午後十時まで

三 変更しようとする年月日

平成二十四年六月十五日

四 届出年月日

平成二十四年五月二十三日

五 届出をした者

マックスバリュ南東北株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年六月八日から同年七月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年六月八日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) マルトSC 勿来十条 福島県いわき市勿来町窪田十条三番二ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

1 交通に係る事項

市道町通・十条線出入口(二箇所) 隅切り設定において、視認性確保に留意すること。

2 騒音の発生に係る事項

騒音に係る規制基準を遵守するとともに、騒音の周辺環境への影響が最小となるよう努めること。

また、夜間における騒音の予測値(最大値)が、一部の敷地境界で規制基準を超過しているため、騒音防止対策を検討のうえ、可能な限り実施すること。

なお、設置を予定している冷凍機は、一部の施設が福島県生活環境の保全等に関する条例の騒音指定施設に該当しているため、設置工事の開始日の三十日前までに、市環境監視センターに届出が必要となるので、事前に担当者まで相談の上、適切に届出すること。

3 廃棄物に係る事項等

(一) 廃棄物の処理について

今回の店舗運営において発生する廃棄物については、一般廃棄物もしくは産業廃棄物に区分した上で、適切に処理を進めること。

産業廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第十二条第六項の規定に基づく委託基準に従うこと。また、産業廃棄物を処理委託業者に引き渡す際には法第十二条の三の規定に基づき、産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)を交付し、交付したマニフェスト(A票)については、交付した日から五年間保存するとともに、最終処分後に戻ってきたマニフェスト(E票)と必ず照合すること。

さらに、一般廃棄物については、「いわき市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、リサイクルの推進に努めるなど、適正に処理を進めること。

(二) 廃棄物の保管について

産業廃棄物を保管する際には、法第十二条第二項の規定に基づく保管基準に従うこと。

また、一般廃棄物と産業廃棄物を同一施設で保管する場合には、一般廃棄物と産業廃棄物を区分した上で保管すること。

さらに、今回、保管施設において生ごみを保管することから、悪臭が飛散しないように留意するとともに、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

その他

周辺住民から苦情が申し立てられた場合は、申立人及び関係機関の指導等に誠意を持って対応し、迅速な解決に努めること

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年六月八日から同年七月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年六月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
コジマNEW郡山店 福島県郡山市風景二丁目百四十八番地一ほか
- 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成二十四年六月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	疑似患畜	二頭	東白川郡	平成二十四年五月三〇日	再検査

(産 産 課)

公 告

公告144号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステムハウジングサービスの委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成24年6月8日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 随意契約に係る特定役務の名称および数量
福島県情報通信ネットワークシステムハウジングサービス 一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県企画調整部情報統計総室情報システム課 福島県福島市杉妻町2番16号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成24年3月30日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

5 随意契約に係る契約金額

26,775,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

特例政令第10条第1項第2号該当

(情報システム課)

公告145号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム保守運用管理業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成24年6月8日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 随意契約に係る特定役務の名称および数量
福島県情報通信ネットワークシステム保守運用管理業務 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室情報システム課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 随意契約の相手方を決定した日
平成24年3月30日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 随意契約に係る契約金額
208,950,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第2号該当

(情報システム課)

公告第四十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十四年六月八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年五月三十日
- 二 名称
特定非営利活動法人生活支援ワーカーズネットワーク
- 三 代表者の氏名
星 祐司
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市南矢野日字向原四番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者・障害者に対する介護・相談援助等の日常生活全般にわたる生活支援、及び子育ての支援に関する事業を行い、もって社会全体の利益に寄与することを目的とする。
(文化振興課)

公告第147号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（セメント化）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。
平成24年6月8日

福島県北流域下水道建設事務所長 小澤 尚晴

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（セメント化） 6,500t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年3月23日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
太平洋セメント株式会社 東京都港区台場二丁目3番5号
- 5 随意契約に係る契約金額
11,550円（1t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由

特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)

公告第148号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務（セメント化）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。
平成24年6月8日

福島県北流域下水道建設事務所長 小澤 尚晴

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬業務（セメント化） 6,500t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年3月23日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
開発運輸株式会社 岩手県大船渡市日頃市町字中板用45番地8
- 5 随意契約に係る契約金額
8,190円（1t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当
(総務課)

公告第149号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務（コンポスト化）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。
平成24年6月8日

福島県北流域下水道建設事務所長 小澤 尚晴

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬及び処分業務（コンポスト化） 3,000t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年3月23日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
サントーアス株式会社 福島県二本松市下川崎字三界山33番地
- 5 随意契約に係る契約金額
18,795円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)

福島県人事委員会

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年六月八日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第十一号

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則(昭和六十二年福島県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表中「出納局長 市町村復興支援担当理事」を「出納局長」に、「理事」を「理事
避難地域復興局長」に、「環境回復推進監」を「環境回復推進監 再生可能エネルギー
産業推進監」に、「出納局次長」を「出納局次長 避難地域復興局次長」に、

「水産
水産

試験 場一 場長 副場長 事務長 いわき丸船長 支場長
種苗研究所一 所長 を「水産試験

場一 場長 副場長 事務長 いわき丸船長 支場長」に、「学校経営支援課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事」を「義務教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事 特別支援教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事」に、「管理課長 指導管理課長」を「学校教育課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)